

# 大気汚染防止法の改正による 水銀大気排出規制のお知らせ

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月19日に大気汚染防止法の一部を改正する法律が成立し、**水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出者への排出基準の遵守義務、濃度測定義務が課せられることになりました。**

## ○施行期日

平成27年11月：大気汚染防止法施行令改正  
平成28年 9月：大気汚染防止法施行規則改正

**平成30年4月1日**

## ○水銀排出施設として対象となる施設

水俣条約の附属書D	大気汚染防止法の水銀排出施設	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	
	小型石炭混焼ボイラー	
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造 に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金
		鉛又は亜鉛
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛
		工業金
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	
廃棄物の焼却施設	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	

※詳細な規模要件については、別紙1参照

### 水銀に関する水俣条約

先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すもの

# ○水銀排出事業者に求められること

## 水銀排出施設の設置・構造変更等の届出

届出が必要なとき	届出時期	届出書	根拠条文
水銀排出施設を設置しようとするとき	工事着手の 60日前まで	水銀排出施設設置（使用、変更）届出書	法第18条の23
法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行から 30日以内		法第18条の24
以下の変更をしようとするとき ・水銀排出施設の構造 ・水銀排出施設の使用方法 ・水銀等の処理方法	工事着手の 60日前まで		法第18条の25
以下の変更があったとき ・届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ・工場・事業場の名称又は所在地	事由発生から 30日以内	氏名等変更届出書	法第18条の31第2項
水銀排出施設の使用を廃止したとき		使用廃止届出書	
水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき		承継届出書	

## 排出基準の遵守

水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません

※全水銀（ガス状水銀と粒子状水銀の測定値を合算）として基準が定められています（別紙2）

## 排出ガス中の水銀濃度の測定

当該水銀排出施設に係る水銀濃度を下記頻度で測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

排出ガス量が4万 Nm <sup>3</sup> /時以上の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が4万 Nm <sup>3</sup> /時未満の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

※大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の自主測定頻度との違いについては別紙3参照

## ○届出窓口・問い合わせ先



郡山市環境保全センター

〒963-8024

福島県郡山市朝日三丁目5-7

TEL：024（923）3400

FAX：024（925）9029

E-mail：kankyoutc@city.koriyama.lg.jp

